

『定年前にやらないと損する 定年後のお金(得)ガイド』  
に関するお詫びと訂正

2023年7月に発行した『定年前にやらないと損する 定年後のお金(得)ガイド』の81ページおよび161ページに間違いがございました。正しくは、以下のとおり（下線部が訂正後の表記）です。お詫びして訂正します。

2-14 iDeCo活用の注意点



**Q** iDeCoに加入していますが、退職金のもらい方次第では影響があると聞きました。何に気をつけておく必要があるのですか？

**A** 「19年ルール」は忘れられがちなので、意識をしておきましょう。

「iDeCo」（イデコ）とは、個人型確定拠出年金のことで、金融機関で取り扱っている金融商品から商品を選択して、それに掛金を拠出して積み立てて運用してもらい、公的年金にプラスできる年金にしようとするものです。税制優遇制度があることが魅力です。

実は、iDeCoをもらう過去19年以内に、退職金を一時金としてもらっていると、退職所得控除額を計算するにあたっては、iDeCoと退職一時金を合算して計算することになります。加入期間が重なっている場合は、差し引いて計算します（iDeCoの掛金拠出期間は勤続年数として考えます）。

iDeCoは、「年金」としてもらうと退職金と同様に「雑所得」として扱われます。年金としてもらうということは、iDeCoにおいて避けて通ることが難しい「口座管理手数料」が引かれ続ける点がデメリットといえます。

ただし、資産の運用が継続するため、（もちろん、自己責任とはなりますが）運用成績によっては、もらえる額を増やせるというメリットもあります。

81

効果は大きいために、iDeCoのもらい方についても、①を選択する人が多いことが考えられます。

また、②の「年金としてもらう」を選択すると、資産が残っている間は口座管理手数料等が引かれ続けることにデメリットを感じ、なおさら①を選択するという考え方もあります。

ただし、これには注意点があります。

iDeCoからの給付金を一時金としてもらう過去「19年以内」に、会社から退職金を一時金としてもらっている場合には、もらっている退職金とiDeCoからの給付金の金額を合算して計算しなければなりません。

また、退職所得控除額の計算においては、退職金をもらう際の勤続期間とiDeCoの加入期間が重複している場合には、その重複する年数を差し引いて計算します。

すなわち、過去19年以内に退職金をもらっている場合、iDeCoからの給付金をもらうタイミングによっては、退職所得控除を十分に活用できないことが想定されるのです。

したがって、iDeCoからの給付金をもらい始めるタイミングについては、iDeCoのみで考えるのではなく、過去の退職金受給時期についても確認しておくべきということです。

一方、iDeCoからの給付金を「年金」としてもらう場合は、退職所得ではなく、「雑所得」扱いとなります。

したがって、雑所得扱いとなると、たとえば国民健康保険料が増えることにもつながります。

また、繰り返しになりますが、iDeCoからの年金給付が終わるまでは、口座管理手数料が引かれ続ける点もおさえておくべきポイントです。

161